

様式第1号（第4条関係）

本人通知制度登録申請書

〒 ー

申請者（現）住所 _____

代理人

本人 氏名 _____

本人通知の登録申請にあたり、裏面の本人通知登録制度の内容について同意のうえ、登録を申請します。

※太枠内を記入してください。

申請年月日	年 月 日		
登録者氏名	ふりがな _____		
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
住所 住民登録無 <input type="checkbox"/>	高石市 丁目 番 号		
本籍 戸籍が市外 <input type="checkbox"/>	高石市 筆頭者氏名 ()		
連絡先	()		

住民登録を高石市にしたことが無い場合は住民登録無の口に・をしてください。
本籍地を高石市に置いたことが無い場合は戸籍が市外口に・をしてください。

※代理人による申出の場合は、以下も記入してください。

代理人氏名	_____		
本人との関係	・法定代理人 ・任意代理人		
代理人の生年月日	年 月 日	代理人の性別	男 ・ 女
代理人の住所 連絡先	()		

市民課事務処理欄

受付	登録	照合	本人確認書類	備考
			<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> マイナンバーカード	
			<input type="checkbox"/> その他 ()	

本人通知制度について

1. 代理人又は第三者（個人、法人又は8業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士）に登録者の住基法に基づく住民票の写し及び消除された住民票の写し、戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し、（ただし住民票記載事項証明は除く。）及び戸籍法に基づく戸籍の謄抄本及び除かれた戸籍の謄抄本（原戸籍謄抄本を含む。）（以下「住民票の写し等」という。）を交付した場合、交付した事実について通知します。
また、高石市に記録及び記載のある住民票等に限り、
また、高石市に記録及び記載のある住民票等に限り、
また、高石市に記録及び記載のある住民票等に限り、
2. 代理人による登録申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
 - (1) 法定代理人による申請の場合
 - (2) 登録希望者又登録者が疾病等により自ら申請することができない場合（任意代理人）
3. 郵送による登録申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
 - (1) 登録希望者又登録者が疾病等により窓口申請することができない場合
 - (2) 他市町村に居住している場合
4. 代理人又は第三者に登録者の住民票の写し等を交付したとき、速やかに登録者に交付事実を通知します。
5. 通知書の記載内容は、高石市個人情報保護条例により開示できる範囲で、交付した証明書類の種別、交付日、請求者の種別、交付枚数です。
6. 申請した住所・氏名・本籍地・連絡先などに変更が生じた場合は変更届（様式第3号）を高石市に提出してください。届けがない場合は、登録を廃止する場合があります。
また、登録を廃止したい場合は廃止の届を提出してください。
なお、登録者が死亡及び失踪宣告を受けたとき、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。
7. 本人通知登録期間は、登録日から起算して3年間です。3年を経過しますと登録を廃止します。なお、更新の申請はその期間満了前から行うことができます。
8. 転出先の住民登録市町村でも本人通知制度を実施していれば本人の希望により新たに登録手続を行ってください。高石市と転出先の市町村の事務連絡はありません。
なお、行政区判断による制度ですので、本人通知制度を実施していない市町村では登録はできません。あらかじめご承知ください。
また、戸籍においても転籍などにより新本籍地で本人通知制度を実施していれば本人の希望により新たに登録手続を行ってください。行政区判断による制度ですので、本人通知制度を実施していない本籍市町村では登録はできません。あらかじめご承知ください。